

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年4月27日提出
【計算期間】	第7期特定期間 （自 平成20年7月29日 至 平成21年1月28日）
【ファンド名】	新光日本インカム株式ファンド（3ヵ月決算型）
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 昭
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03－3277－1818
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

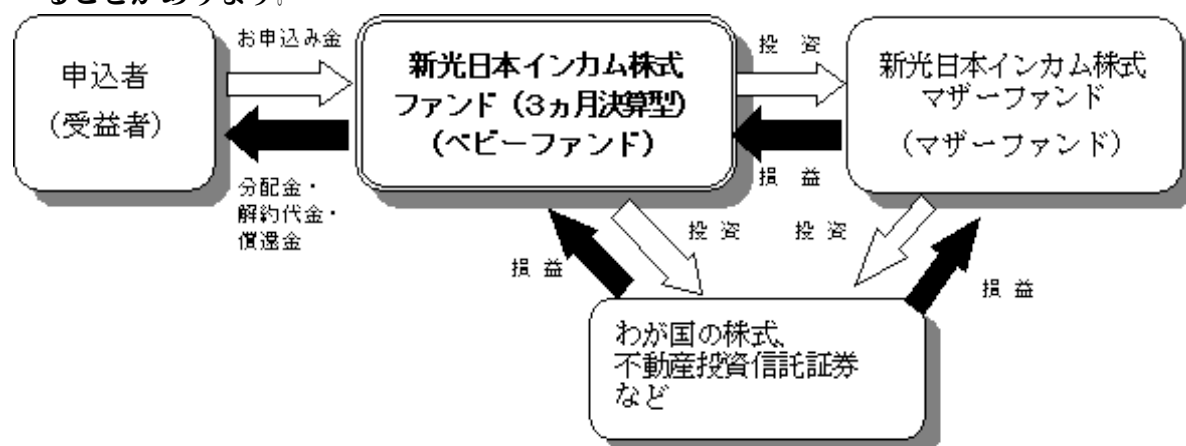
当ファンドは、追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）に属し、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

※「国内株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会による商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の皆様からお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンド（新光日本インカム株式マザーファンド）受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。また、マザーファンドの運用収益はすべてベビーファンドに還元されます。

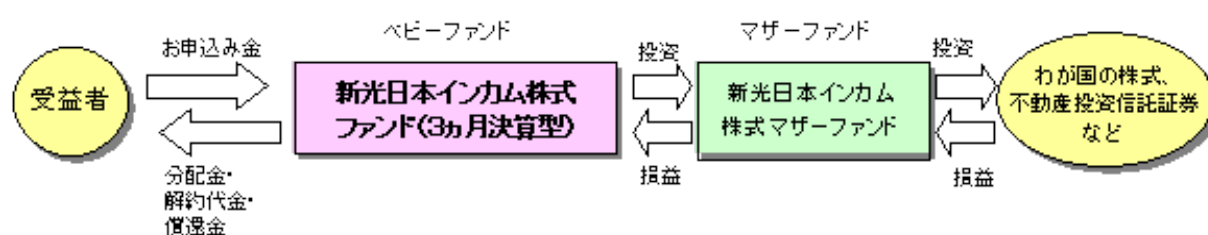
なお、当ファンドはわが国の株式、不動産投資信託証券等を直接組入れる場合があります。

また、新たなベビーファンドを設定し新光日本インカム株式マザーファンドに投資すること、または現在新光日本インカム株式マザーファンドに投資しているベビーファンドを償還することがあります。



b. ファンドの特色

新光日本インカム株式マザーファンド 受益証券を主要投資対象とし、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。



<主要投資対象>

わが国の取引所上場株式(上場予定を含みます。)、不動産投資信託受益証券および不動産投資法人投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

<特色>

予想配当利回りが高いと判断される株式ならびに不動産投資信託証券(REIT)※に分散投資し、配当収益の確保と中長期的な値上がりが利益の獲得を目指します。

※REITの組入比率は、純資産総額の5%を上限とします。

組入銘柄は、予想配当利回り、配当性向、および信用リスク等の基準(以下「スクリーニング・ガイドライン」といいます。)を用いて候補銘柄を抽出したのち、業績動向、株価指標、ならびに流動性などを総合的に勘案して選定します。

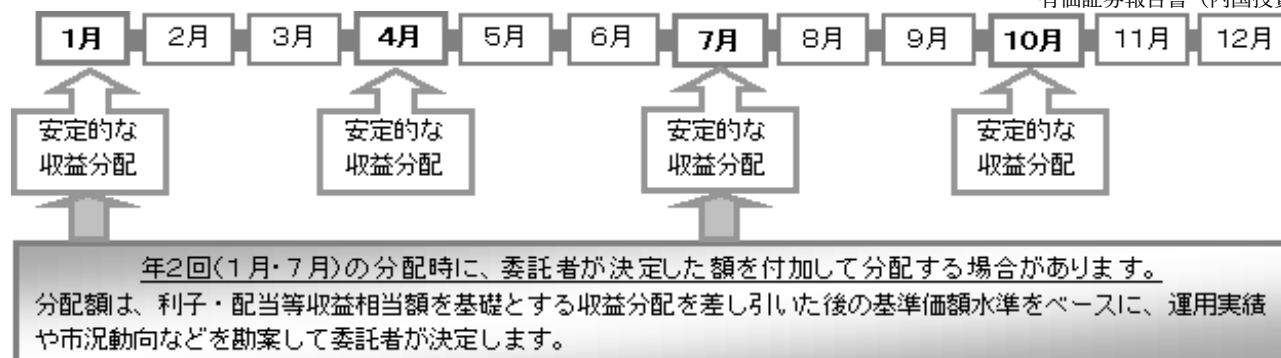
運用に当たっては、組入銘柄の入替えを抑制した投資姿勢を基本とします。組入銘柄の入替えに当たっては、スクリーニング・ガイドラインをはじめとする銘柄選定要因を参照します。

株式組入比率は高位を基本とします。ただし信託設定当初や償還に備えた株式売却時、大量の追加設定・解約があったとき等は高位とならないことがあります。

- 実質的な株式組入比率は高位を基本とします。
- 資金動向、市場動向等を勘案し、マザーファンドと同様の運用方針に基づき、直接株式等の有価証券に投資する場合があります。

年4回、原則として毎年1月、4月、7月、10月の各28日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、収益分配を行ないます。

- 毎決算時の分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益相当額を基礎として、基準価額水準とは関係なく安定的な収益分配を行なうことを目指して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。
- 毎年1月および7月の決算時の分配金額は、基準価額水準や市況動向などを勘案して、上述の分配金額のほか、分配対象額の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。



※安定的な収益分配を目指しますが、投資環境や運用状況、ファンドの資産状況などにより変動します。また、常に一定の分配金額をお約束するものではありません。

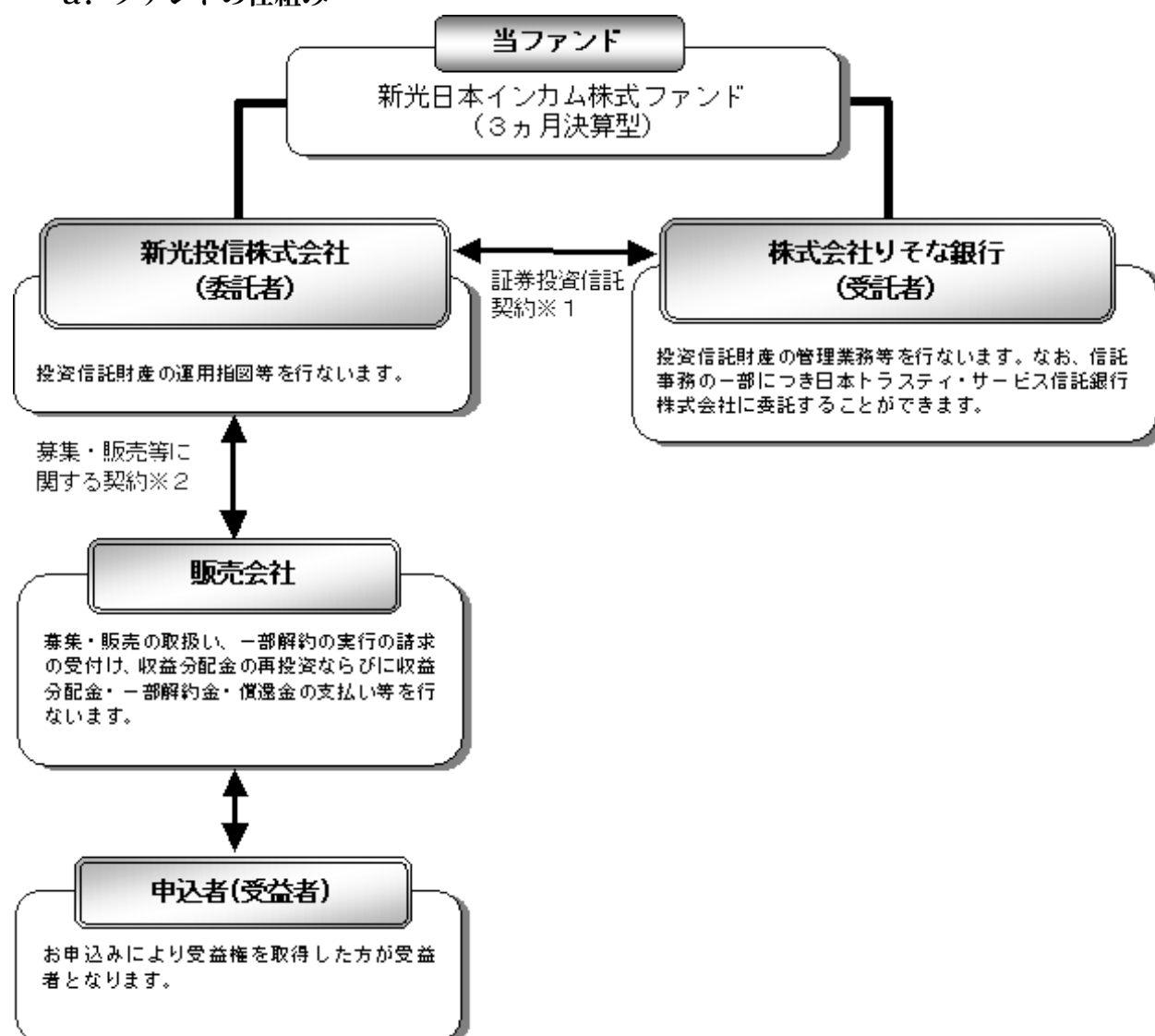
c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



※ 1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※ 2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行なう募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約に係る業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(ハ) 大株主の状況

(本書提出日現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲2-4-1	1,393,462株	76.42%
株式会社新光総合研究所	東京都中央区日本橋1-17-10	120,000	6.58
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

新光日本インカム株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

- ① 主としてマザーファンドへの投資を通じて、予想配当利回りが高いと判断されるわが国の株式ならびに不動産投資信託受益証券および不動産投資法人投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）に分散投資し、配当収益の確保と中長期的な値上

がり益の獲得を目指します。

- ② 実質的な株式組入比率は高位を基本とします。ただし信託設定当初や償還に備えた株式売却時ならびに収益分配金の支払いに備えるとき、大量の追加設定・解約があったとき等は高位とならないことがあります。
- ③ 資金動向、市場動向等を勘案し、マザーファンドと同様の運用方針に基づき、直接株式等の有価証券に投資する場合があります。
- ④ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

（ハ）主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 不動産投資信託証券への投資は、上場または上場予定のものに限ります。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 不動産投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧ 外貨建資産への投資は行ないません。

マザーファンドの運用方針

新光日本インカム株式マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

（1）投資対象

わが国の取引所上場株式（上場予定を含みます。）、不動産投資信託受益証券および不動産投資法人投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① 予想配当利回りが高いと判断される株式ならびに不動産投資信託証券に分散投資し、配当収益の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

- ② 組入銘柄は、予想配当利回り、配当性向、および信用リスク等の基準（以下「スクリーニング・ガイドライン」といいます。）を用いて候補銘柄を抽出したのち、業績動向、株価指標、ならびに流動性などを総合的に勘案して選定します。
- ③ 運用に当たっては、組入銘柄の入替えを抑制した投資姿勢を基本とします。組入銘柄の入替えに当たっては、スクリーニング・ガイドラインをはじめとする銘柄選定要因を参照します。
- ④ 株式組入比率は高位を基本とします。ただし信託設定当初や償還に備えた株式売却時、大量の追加設定・解約があったとき等は高位とならないことがあります。
- ⑤ 株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 不動産投資信託証券への投資は、上場または上場予定のものに限ります。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 不動産投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧ 外貨建資産への投資は行ないません。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

※平成21年4月27日現在、「新光日本インカム株式マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドはありません。

(2) 【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 運用の指図範囲等

(イ) 委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された新光日本インカム株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図することができます。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有

するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c. 先物

（イ）委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記b.（ロ）第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（ロ）委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記b.（ロ）第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記b.

（ロ）第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

d. スワップ

（イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）上記（ハ）において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ホ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ヘ）委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

e. 金利先渡取引

（イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

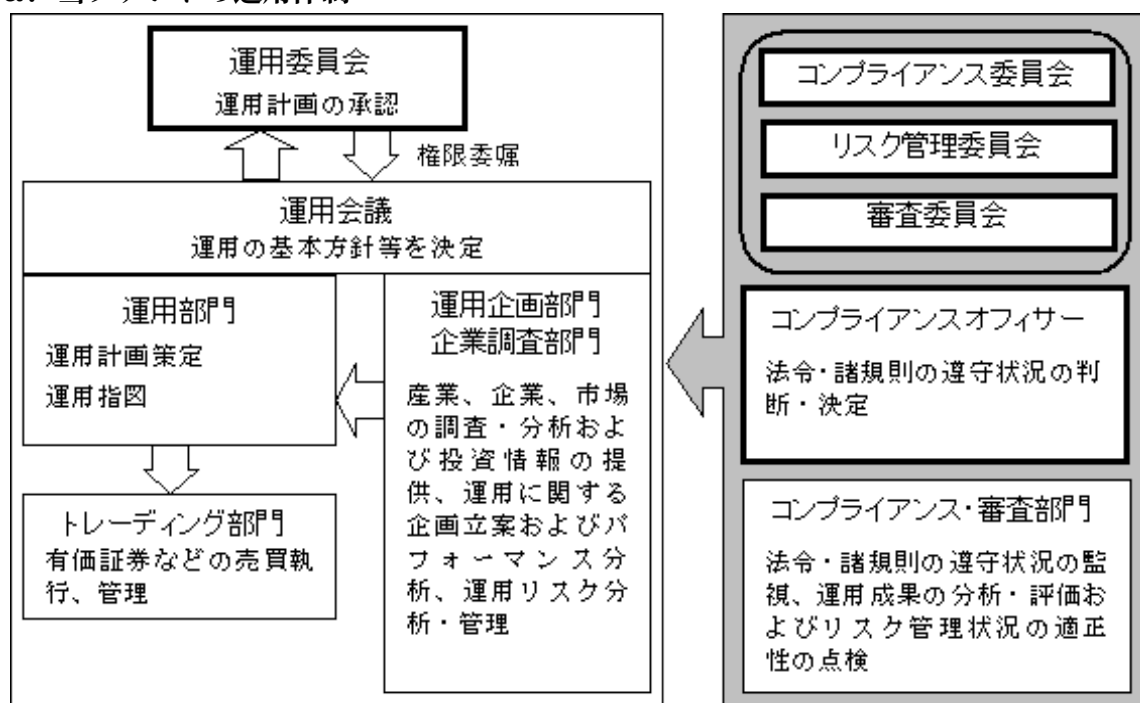
（ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(3) 【運用体制】

a. 当ファンドの運用体制



※平成21年4月27日現在、コンプライアンスオフィサーは1名、コンプライアンス・審査部は10名です。人員は今後変更になることがあります。

●PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、企業調査部門）で開催し、モデル資産配分方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・各運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス・審査部門およびコンプライアンスオフィサーはこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

●DO

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行ないます。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行ないます。

●SEE

- ・コンプライアンス・審査部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行ない、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行ないます。
- ・コンプライアンス・審査部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行ないます。

＜受託者に対する管理体制＞

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

- a. 収益分配は年4回、原則として、1月、4月、7月、10月の各28日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行ないます。
 - 1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - 2. 毎決算時の分配金額は、利子・配当等収益相当額を基礎として、安定的な収益分配を行なうことを目指して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
 - 3. 毎年1月および7月の決算時の分配金額は、基準価額水準や市況動向等を勘案して、前記の分配金額のほか、分配対象額の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
 - 4. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行ないます。
- b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- d. 「分配金受取りコース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

① 投資信託約款に定める投資制限

a. 株式への投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

b. 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

c. 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 同一銘柄への投資割合

(イ) 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ハ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行ないません。

f. 投資する株式等の範囲

(イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記（イ）にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(ハ) 委託者が投資することを指図する不動産投資信託証券は、わが国の取引所に上場または上場予定のものに限ります。

g. 信用取引の指図範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

h. 私募有価証券等への投資制限

委託者は、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

i. 有価証券の貸付けの指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

j. 公社債の空売りの指図範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（投資信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内で行なうものとします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

k. 公社債の借入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ロ) 借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額

が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(二) 借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

1. 資金の借入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくはは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

m. 受託者の自己または利害関係人等との取引

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

(ロ) 上記（イ）の取扱い、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

② 法令に定める投資制限

a. 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、株式や不動産投資信託証券など値動きのある証券にマザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。従って、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

a. 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式にマザーファンドを通じてまたは直接投資し、株式の実質組入比率を原則として高位に保ちますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

b. 投資銘柄集中リスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドは、予想配当利回り等に着目して選定した銘柄でポートフォリオを構築するため、業種配分等がわが国の株式市場における構成比率と大きく異なる場合も想定され、わが国株式市場の全体の動きと当ファンドの基準価額の動きが大きく異なる可能性があります。

c. 不動産投資信託証券の価格変動リスク

当ファンドは、投資信託財産の純資産総額の5%を上限に不動産投資信託証券にマザーファンドを通じてまたは直接投資することができます。不動産投資信託証券は、不動産投資信託に対する様々な角度からの市場の評価や市況動向により価格が変動します。一般に、不動産市況、不動産に対する課税や規制等の影響により、また不動産投資信託を運営する会社の運営の巧拙、財務内容等により、不動産投資信託証券の価格が変動する可能性があります。また、不動産投資信託に対する税制や会計制度等の変更により、不動産投資信託証券の価格が変動する可能性があります。

d. 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほかに株式市場を通じても当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

e. 信用リスク

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f. 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドが売買しようとする有価証券等の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

g. 他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

h. 投資信託に関する一般的なリスク

（イ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります

ます。

（ロ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行なわれないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

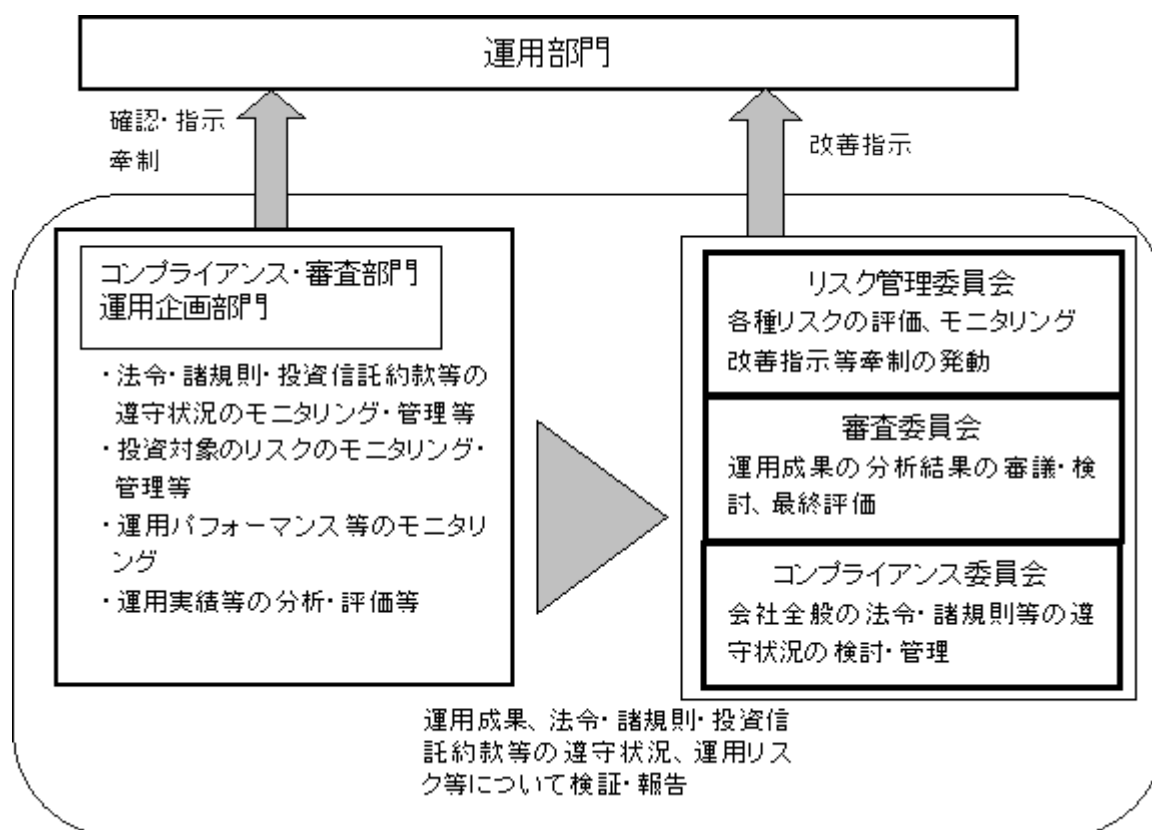
（ハ）短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

（ニ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

（2）リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行ないます。

運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行ないます。



※上記のリスク管理体制は平成21年4月27日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
 フリーダイヤル 0120-104-694
 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は正午まで）です。）
 インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」※¹または「償還前乗換え」※²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社毎に異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認下さい。

※1「償還乗換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

※2「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

(2) 【換金（解約）手数料】

a. 解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b. 信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

※「信託財産留保額」とは、解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される受益者にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組入れられます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率（1.05%）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 （年率）	委託者	純資産総額に対し年0.420%（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年0.525%（税込）
	受託者	純資産総額に対し年0.105%（税込）

(4) 【その他の手数料等】

a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

b. 投資信託財産にかかる監査報酬の額は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。

c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外国での資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

(5) 【課税上の取扱い】

下記の内容は、平成21年2月末日現在の税制をもとに作成したものです。今後、税制が変更となる場合は、その内容が変更となりますのでご注意ください。

a. 個人の受益者の場合

(イ) 収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、特別分配金は課税されません。

また、確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用あり）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

特例措置として平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。ただし、その年に受取る普通分配金を含む上場株式等の配当等（大口株主が受取る配当金等は除きます。）の金額の合計額が100万円（年間の受取金額が1万円以下の銘柄にかかるものは除外されます。）を超える場合には、申告不要の特例は適用されず、確定申告が必要となります。確定申告により申告分離課税を選択した場合、100万円までは10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用となります。

(ロ) 一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益は、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税となります。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能で、源泉徴収税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。

なお、上記税率の特例措置として平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り、その年における上場株式等の譲渡所得等の金額の合計額が500万円までは、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、特定口座（源泉徴収あり）においては申告不要の特例があります。なお、当該金額の合計額が500万円を超える場合、その超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用となり、特定口座（源泉徴収あり）においても申告不要の特例は適用されず、確定申告が必要となります。

＊当該2年間における特定口座（源泉徴収あり）における源泉徴収税率は10%（所得税7%および地方税3%）となります。

(ハ) 損益通算について

平成21年1月1日から、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の仕組みが導入されました。一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

b. 法人の受益者の場合

平成21年3月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は平成21年4月1日より、15%（所得税のみ）となる予定です。
源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
なお、益金不算入制度が適用されます。

c. 個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

（ニ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「d. 収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

※税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成21年2月27日現在）

分類	資産の種類	国・地域	金額	評価方法	投資比率
有価証券	親投資信託	新光日本インカム株式マザーファンド受益証券	円		%
		日本	17,782,195,461	時価	99.0
		小計	円 17,782,195,461	—	% 99.0
その他資産	コール・ローン等	日本	円 174,259,832	負債控除後の取得価額	% 1.0
—	純資産総額		円 17,956,455,293	—	% 100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（参考）

当ファンドは、「新光日本インカム株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており

ます。マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

（平成21年2月27日現在）

分 類	資産の種類	国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	株 式	日 本	円 16,624,648,500	時価	% 93.5
		小 計	円 16,624,648,500	—	% 93.5
	投資証券	日 本	円 688,174,000	時価	% 3.9
		小 計	円 688,174,000	—	% 3.9
その他資産	コール・ローン等	日 本	円 467,738,896	負債控除後の 取得価額	% 2.6
—	純資産総額		円 17,780,561,396	—	% 100.0

（2）【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

（平成21年2月27日現在）

順位	銘 柄 名	国・地域	種 類	数量（口）	帳 簿 価 額		評 価 額		投資比率 （%）
					単価 （円）	金 額 （円）	単価 （円）	金 額 （円）	
1	新光日本インカム株式 マザーファンド受益証券	日本	親投資信託	33,175,737,801	0.5704	18,923,440,842	0.5360	17,782,195,461	99.02

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成21年2月27日現在）

種 類	投資比率（%）
親 投 資 信 託	99.02
合 計	99.02

株式業種別投資比率（平成21年2月27日現在）

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参 考）

当ファンドは、「新光日本インカム株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資資産は以下のとおりです。

① 投資有価証券の主要銘柄

（平成21年2月27日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	株数又は数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	ローソン	日本	株式	小売業	155,400	5,360.00	832,944,000	4,250	660,450,000	3.71
2	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	日本	株式	情報・通信業	4,062	166,500.00	676,323,000	153,900	625,141,800	3.51
3	九州電力	日本	株式	電気・ガス業	267,700	2,165.00	579,570,500	2,325	622,402,500	3.50
4	エーザイ	日本	株式	医薬品	202,500	3,800.00	769,500,000	3,040	615,600,000	3.46
5	本田技研工業	日本	株式	輸送用機器	242,800	3,650.00	886,220,000	2,390	580,292,000	3.26
6	山武	日本	株式	電気機器	328,600	2,630.00	864,218,000	1,660	545,476,000	3.06
7	住友商事	日本	株式	卸売業	647,200	1,382.00	894,430,400	832	538,470,400	3.02
8	昭和シェル石油	日本	株式	石油・石炭製品	648,500	1,219.00	790,521,500	819	531,121,500	2.98
9	日本郵船	日本	株式	海運業	1,229,000	955.00	1,173,695,000	410	503,890,000	2.83
10	参天製薬	日本	株式	医薬品	182,300	2,835.00	516,820,500	2,700	492,210,000	2.76
11	キャノン	日本	株式	電気機器	173,500	3,945.72	684,582,420	2,540	440,690,000	2.47
12	ニプロ	日本	株式	精密機器	280,000	1,827.00	511,560,000	1,500	420,000,000	2.36
13	王子製紙	日本	株式	パルプ・紙	1,138,000	521.00	592,898,000	366	416,508,000	2.34
14	任天堂	日本	株式	その他製品	14,200	37,800.45	536,766,390	28,490	404,558,000	2.27
15	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	122,000	4,880.00	595,360,000	3,180	387,960,000	2.18
16	住生活グループ	日本	株式	金属製品	354,200	1,511.00	535,196,200	1,060	375,452,000	2.11
17	東燃ゼネラル石油	日本	株式	石油・石炭製品	399,000	898.00	358,302,000	928	370,272,000	2.08
18	アステラス製薬	日本	株式	医薬品	97,700	4,780.16	467,021,632	3,290	321,433,000	1.80
19	ジェイ・エフ・イーホールディングス	日本	株式	鉄鋼	144,700	5,340.00	772,698,000	2,155	311,828,500	1.75
20	伊藤忠エネクス	日本	株式	卸売業	504,200	690.00	347,898,000	609	307,057,800	1.72
21	グンゼ	日本	株式	繊維製品	927,000	447.00	414,369,000	305	282,735,000	1.59
22	日本オラクル	日本	株式	情報・通信業	91,300	4,510.00	411,763,000	3,080	281,204,000	1.58
23	日本ビルファンド投資法人	日本	投資証券	—	340	1,250,000.00	425,000,000	800,000	272,000,000	1.52
24	マックス	日本	株式	機械	252,000	1,111.00	279,972,000	1,052	265,104,000	1.49
25	日本製紙グループ本社	日本	株式	パルプ・紙	120,800	3,080.00	372,064,000	2,185	263,948,000	1.48
26	日産自動車	日本	株式	輸送用機器	821,900	840.00	690,396,000	306	251,501,400	1.41
27	日本バルカー工業	日本	株式	化学	1,480,000	319.00	472,120,000	168	248,640,000	1.39
28	ニフコ	日本	株式	化学	268,400	2,370.00	636,108,000	899	241,291,600	1.35
29	トレンドマイクロ	日本	株式	情報・通信業	106,500	3,600.00	383,400,000	2,250	239,625,000	1.34
30	武田薬品工業	日本	株式	医薬品	58,200	5,460.00	317,772,000	3,990	232,218,000	1.30

種類別投資比率（平成21年2月27日現在）

種類	投資比率 (%)
株式	93.49
投資証券	3.87
合計	97.36

株式業種別投資比率（平成21年2月27日現在）

業種	投資比率 (%)
建設業	1.16
食料品	0.65
繊維製品	2.50
パルプ・紙	4.33

化 学	5.35
医薬品	10.53
石油・石炭製品	5.06
ガラス・土石製品	0.56
鉄 銅	3.04
金属製品	2.86
機 械	4.83
電気機器	8.63
輸送用機器	6.86
精密機器	3.57
その他製品	3.42
電気・ガス業	3.50
海運業	3.47
情報・通信業	9.27
卸売業	7.63
小売業	4.55
不動産業	0.88
サービス業	0.73
合 計	93.49

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

(単位：円)

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	38,600,739,300	48,145,342,075	10,111	12,611
第2期特定期間	第2期計算期間末	76,740,586,689	76,928,735,411	10,197	10,222
	第3期計算期間末	82,188,783,660	82,407,305,680	9,403	9,428
第3期特定期間	第4期計算期間末	82,246,531,903	82,458,649,539	9,694	9,719
	第5期計算期間末	74,619,820,483	80,135,818,865	10,146	10,896
第4期特定期間	第6期計算期間末	72,877,039,164	73,056,637,591	10,144	10,169
	第7期計算期間末	66,311,988,096	66,479,265,023	9,911	9,936
第5期特定期間	第8期計算期間末	56,904,863,637	57,054,904,946	9,482	9,507
	第9期計算期間末	40,890,146,582	41,020,035,116	7,870	7,895
第6期特定期間	第10期計算期間末	39,214,883,900	39,333,494,168	8,265	8,290
	第11期計算期間末	34,714,812,160	34,821,027,347	8,171	8,196
第7期特定期間	第12期計算期間末	20,101,359,182	20,214,326,674	5,338	5,368
	第13期計算期間末 (平成21年1月28日)	19,965,735,855	20,071,768,473	5,649	5,679
平成20年2月末日		40,829,591,133	—	8,070	—
平成20年3月末日		37,443,657,850	—	7,631	—

平成20年4月末日	38,935,267,737	—	8,230	—
平成20年5月末日	38,784,208,248	—	8,569	—
平成20年6月末日	36,018,576,481	—	8,248	—
平成20年7月末日	34,829,100,186	—	8,260	—
平成20年8月末日	32,629,235,227	—	8,062	—
平成20年9月末日	27,402,064,614	—	7,106	—
平成20年10月末日	22,387,802,875	—	5,958	—
平成20年11月末日	21,453,729,238	—	5,836	—
平成20年12月末日	21,468,979,526	—	6,017	—
平成21年1月末日	19,394,693,788	—	5,535	—
平成21年2月末日	17,956,455,293		5,307	—

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成18年1月30日)	2,500円
第2期特定期間	第2期計算期間 (平成18年4月28日)	25円
	第3期計算期間 (平成18年7月28日)	25円
第3期特定期間	第4期計算期間 (平成18年10月30日)	25円
	第5期計算期間 (平成19年1月29日)	750円
第4期特定期間	第6期計算期間 (平成19年5月1日)	25円
	第7期計算期間 (平成19年7月30日)	25円
第5期特定期間	第8期計算期間 (平成19年10月29日)	25円
	第9期計算期間 (平成20年1月28日)	25円
第6期特定期間	第10期計算期間 (平成20年4月28日)	25円
	第11期計算期間 (平成20年7月28日)	25円
第7期特定期間	第12期計算期間 (平成20年10月28日)	30円
	第13期計算期間 (平成21年1月28日)	30円

③【収益率の推移】

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成18年1月30日)	26.1%

第2期特定期間	第2期計算期間 (平成18年4月28日)	1.1%
	第3期計算期間 (平成18年7月28日)	△7.5%
第3期特定期間	第4期計算期間 (平成18年10月30日)	3.4%
	第5期計算期間 (平成19年1月29日)	12.4%
第4期特定期間	第6期計算期間 (平成19年5月1日)	0.2%
	第7期計算期間 (平成19年7月30日)	△2.1%
第5期特定期間	第8期計算期間 (平成19年10月29日)	△4.1%
	第9期計算期間 (平成20年1月28日)	△16.7%
第6期特定期間	第10期計算期間 (平成20年4月28日)	5.3%
	第11期計算期間 (平成20年7月28日)	△0.8%
第7期特定期間	第12期計算期間 (平成20年10月28日)	△34.3%
	第13期計算期間 (平成21年1月28日)	6.4%

（注1）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、第1期計算期間の収益率は、1万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

（注2）収益率は小数第2位を四捨五入しています。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成17年6月24日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成17年7月29日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成19年3月14日	新たな投資対象として「新光日本インカム株式マザーファンド」を加える旨の約款変更の届出

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」について、販売会社毎に定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設の上、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。（手数料については前述の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照下さい。）

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で「新光日本インカム株式ファンド（3ヵ月決算型）自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（ハ）当ファンドの取得申込みの受け付けは、原則として営業日の午後3時（年末年始など本邦取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

2 【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取りコース」、「分配金再投資コース」の両コースとも、1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

なお、受け付けは原則として営業日の午後3時（年末年始など本邦取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※上記の解約単位は、解約時の最低申込単位であり、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

※平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、解約のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意下さい。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(二) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は正午まで）です。)

※基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(ヘ) 委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

(ト) 上記（ヘ）により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記（二）の規定に準じて計算された価額とします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は正午まで）です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
親投資信託受益証券	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
株式	原則として基準価額計算日の取引所の終値で評価
不動産投資信託証券	原則として基準価額計算日の取引所の終値で評価

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成27年7月28日までとします。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年1月29日から4月28日まで、4月29日から7月28日まで、7月29日から10月28日まで、10月29日から翌年1月28日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の規定によりこの投資信託契約を解約しようとするときは、約款第54条第2項から第6項の規定にしたがいます。

(ロ) 委託者は、信託終了前に、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第54条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(ハ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ニ) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託

者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第59条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- (ホ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。

c. 異議申立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a. 信託の終了」または「b. 投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d. 運用報告書

当ファンドについて、委託者は原則として6ヵ月毎（原則として1月、7月の各計算期間の終了時）および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受取ることができます。

e. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 信託事務処理の再信託

- （イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。
- （ロ）上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

h. 信託業務の委託等

- （イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- （ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- （ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りま。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 投資信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

2【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払います。

c. 償還金請求権

償還金は信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第6期特定期間（平成20年1月29日から平成20年7月28日まで）については内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第7期特定期間（平成20年7月29日から平成21年1月28日まで）については内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、第6期特定期間（平成20年1月29日から平成20年7月28日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第7期特定期間（平成20年7月29日から平成21年1月28日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期特定期間（平成20年1月29日から平成20年7月28日まで）及び第7期特定期間（平成20年7月29日から平成21年1月28日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1 【財務諸表】

新光日本インカム株式ファンド（3ヵ月決算型） 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期特定期間末 (平成20年 7月28日現在)	第7期特定期間末 (平成21年 1月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	898,131,063	481,292,275
親投資信託受益証券	34,193,983,584	19,759,574,093
未収入金	50,000,000	—
未収利息	11,986	1,168
流動資産合計	35,142,126,633	20,240,867,536
資産合計	35,142,126,633	20,240,867,536
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	106,215,187	106,032,618
未払解約金	223,155,288	112,465,283
未払受託者報酬	9,742,286	5,626,975
未払委託者報酬	87,680,529	50,642,766
その他未払費用	521,183	364,039
流動負債合計	427,314,473	275,131,681
負債合計	427,314,473	275,131,681
純資産の部		
元本等		
元本	42,486,074,966	35,344,206,269
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,771,262,806	△15,378,470,414
（分配準備積立金）	1,111,091,172	1,092,910,454
元本等合計	34,714,812,160	19,965,735,855
純資産合計	34,714,812,160	19,965,735,855
負債純資産合計	35,142,126,633	20,240,867,536

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期特定期間 自平成20年 1月29日 至平成20年 7月28日	第7期特定期間 自平成20年 7月29日 至平成21年 1月28日
営業収益		
受取利息	1,953,419	808,932
有価証券売買等損益	1,880,767,132	△9,484,409,491
営業収益合計	1,882,720,551	△9,483,600,559
営業費用		
受託者報酬	20,048,697	13,343,237
委託者報酬	180,438,213	120,089,084
その他費用	1,071,303	859,906
営業費用合計	201,558,213	134,292,227
営業利益	1,681,162,338	△9,617,892,786
経常利益	1,681,162,338	△9,617,892,786
当期純利益	1,681,162,338	△9,617,892,786
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	18,523,084	△256,035,365
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△11,065,267,176	△7,771,262,806
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,067,853,561	2,259,257,939
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,067,853,561	2,259,257,939
剰余金減少額又は欠損金増加額	211,662,990	285,608,016
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	211,662,990	285,608,016
分配金	224,825,455	219,000,110
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,771,262,806	△15,378,470,414

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第6期特定期間 自 平成20年 1月29日 至 平成20年 7月28日	第7期特定期間 自 平成20年 7月29日 至 平成21年 1月28日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第6期特定期間末 [平成20年 7月28日現在]	第7期特定期間末 [平成21年 1月28日現在]
1. 期首元本額	51,955,413,758円	42,486,074,966円
期中追加設定元本額	1,129,873,883円	782,683,771円
期中一部解約元本額	10,599,212,675円	7,924,552,468円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,771,262,806円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は15,378,470,414円であります。
3. 特定期間末日における受益権の総数	42,486,074,966口	35,344,206,269口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第6期特定期間 自 平成20年 1月29日 至 平成20年 7月28日	第7期特定期間 自 平成20年 7月29日 至 平成21年 1月28日
分配金の計算過程	(1) 第10期計算期間（平成20年1月29日から平成20年4月28日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（460,343,231円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（241,019,977円）及び分配準備積立金（990,798,323円）より分配対象収益は1,692,161,531円（1万口当たり356.64円）であり、うち118,610,268円（1万口当たり25円）を分配しております。 (2) 第11期計算期間（平成20年4月29日から平成20年7月28日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（201,707,884円）及び分配準備積立金（1,217,306,359円）より分配対象収益は1,419,014,243円（1万口当たり333.98円）であり、うち106,215,187円（1万口当たり25円）を分配しております。	(1) 第12期計算期間（平成20年7月29日から平成20年10月28日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（241,395,081円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（186,220,427円）及び分配準備積立金（987,576,141円）より分配対象収益は1,415,191,649円（1万口当たり375.80円）であり、うち112,967,492円（1万口当たり30円）を分配しております。 (2) 第13期計算期間（平成20年10月29日から平成21年1月28日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（58,782,242円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（154,800,081円）及び分配準備積立金（1,069,472,418円）より分配対象収益は1,283,054,741円（1万口当たり363.00円）であり、うち106,032,618円（1万口当たり30円）を分配しております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第6期特定期間末 [平成20年 7月28日現在]		第7期特定期間末 [平成21年 1月28日現在]	
	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に含 まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に含 まれた評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	34,193,983,584	△234,377,367	19,759,574,093	1,285,203,714
合 計	34,193,983,584	△234,377,367	19,759,574,093	1,285,203,714

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

区 分	第6期特定期間 自 平成20年 1月29日 至 平成20年 7月28日	第7期特定期間 自 平成20年 7月29日 至 平成21年 1月28日
	該当事項はありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

種 類	第6期特定期間末 [平成20年 7月28日現在]	第7期特定期間末 [平成21年 1月28日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第6期特定期間 自 平成20年 1月29日 至 平成20年 7月28日	第7期特定期間 自 平成20年 7月29日 至 平成21年 1月28日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第6期特定期間末 [平成20年 7月28日現在]	第7期特定期間末 [平成21年 1月28日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8171円 (8,171円)	0.5649円 (5,649円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	新光日本インカム株式マザーファンド	34,641,609,560	19,759,574,093	
合 計		34,641,609,560	19,759,574,093	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「新光日本インカム株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「新光日本インカム株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

	[平成20年 7月28日現在]	[平成21年 1月28日現在]
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	245,066,620	476,559,134
株式	32,678,417,000	18,404,329,400
投資証券	1,239,722,000	805,426,000
未収入金	108,892,478	—
未収配当金	66,796,400	73,941,000
未収利息	3,270	1,156
流動資産合計	34,338,897,768	19,760,256,690
資産合計	34,338,897,768	19,760,256,690
負債の部		
流動負債		
未払金	94,125,552	—
未払解約金	50,000,000	—
流動負債合計	144,125,552	—
負債合計	144,125,552	—
純資産の部		
元本等		
元本	41,853,101,083	34,641,609,560
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△7,658,328,867	△14,881,352,870
元本等合計	34,194,772,216	19,760,256,690
純資産合計	34,194,772,216	19,760,256,690
負債純資産合計	34,338,897,768	19,760,256,690

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成20年 1月29日 至 平成20年 7月28日	自 平成20年 7月29日 至 平成21年 1月28日
-----	--------------------------------	--------------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）又は金融商品取引所の発表する基準値段に基づいて評価しております。	株式及び投資証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式及び投資証券等の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	[平成20年 7月28日現在]	[平成21年 1月28日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	51,300,662,969円	41,853,101,083円
同期中における追加設定元本額	－円	－円
同期中における一部解約元本額	9,447,561,886円	7,211,491,523円
同期末における元本の内訳 新光日本インカム株式ファンド（3ヵ月決算型）	41,853,101,083円	34,641,609,560円
合 計	41,853,101,083円	34,641,609,560円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,658,328,867円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は14,881,352,870円であります。
3. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	41,853,101,083口	34,641,609,560口

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成20年 7月28日現在]		[平成21年 1月28日現在]	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株 式	32,678,417,000	△9,314,580,165	18,404,329,400	△8,661,241,539
投資証券	1,239,722,000	△769,198,000	805,426,000	△288,854,000
合 計	33,918,139,000	△10,083,778,165	19,209,755,400	△8,950,095,539

（注）貸借対照表計上額の金額には、当期間の損益に含まれた評価差額の金額を含んでいます。

なお、「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

区 分	自 平成20年 1月29日 至 平成20年 7月28日	自 平成20年 7月29日 至 平成21年 1月28日
	該当事項はありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

種 類	[平成20年 7月28日現在]	[平成21年 1月28日現在]
	該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

	自 平成20年 1月29日 至 平成20年 7月28日	自 平成20年 7月29日 至 平成21年 1月28日
	該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	[平成20年 7月28日現在]	[平成21年 1月28日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8170円 (8,170円)	0.5704円 (5,704円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
高砂熱学工業	388,000	694	269,272,000	
コカ・コーラ セントラル ジャパン	86,400	1,316	113,702,400	
グンゼ	927,000	337	312,399,000	
東洋紡績	2,428,000	135	327,780,000	
王子製紙	1,138,000	417	474,546,000	
日本製紙グループ本社	120,800	2,585	312,268,000	
トーモク	509,000	173	88,057,000	
高圧ガス工業	273,000	409	111,657,000	
日本化薬	200,000	430	86,000,000	
日油	213,000	303	64,539,000	
マンダム	55,400	2,285	126,589,000	
大成ラミック	51,700	1,930	99,781,000	
ニフコ	268,400	851	228,408,400	
日本バルカー工業	1,480,000	206	304,880,000	
武田薬品工業	58,200	4,210	245,022,000	
アステラス製薬	97,700	3,460	338,042,000	
エーザイ	202,500	3,360	680,400,000	
参天製薬	182,300	2,845	518,643,500	
第一三共	133,300	2,010	267,933,000	
昭和シェル石油	648,500	817	529,824,500	
東燃ゼネラル石油	399,000	867	345,933,000	
旭硝子	236,000	504	118,944,000	
新日本製鐵	879,000	281	246,999,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	144,700	2,365	342,215,500	
三井金属鉱業	1,428,000	172	245,616,000	
三和ホールディングス	495,000	318	157,410,000	
文化シャッター	251,000	369	92,619,000	
住生活グループ	354,200	1,181	418,310,200	
アマダ	328,000	467	153,176,000	
マックス	252,000	917	231,084,000	
日本精工	498,000	323	160,854,000	
NTN	460,000	255	117,300,000	
日立工機	204,000	869	177,276,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
I D E C	106,800	847	90,459,600	
電気興業	214,000	546	116,844,000	
山武	328,600	1,764	579,650,400	
パナソニック電工	366,000	740	270,840,000	
キャノン	173,500	2,590	449,365,000	
リコー	142,000	1,152	163,584,000	
日産自動車	821,900	286	235,063,400	
トヨタ自動車	122,000	2,980	363,560,000	
本田技研工業	242,800	2,195	532,946,000	
H O Y A	119,400	1,635	195,219,000	
ニプロ	280,000	1,379	386,120,000	
大日本印刷	243,000	911	221,373,000	
任天堂	14,200	31,800	451,560,000	
九州電力	267,700	2,280	610,356,000	
日本郵船	1,229,000	504	619,416,000	
商船三井	226,000	587	132,662,000	
トレンドマイクロ	106,500	2,410	256,665,000	
日本オラクル	91,300	3,720	339,636,000	
N E C モバイリング	152,100	1,482	225,412,200	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	4,062	160,000	649,920,000	
光栄	186,500	889	165,798,500	
ナガイレーベン	68,500	1,875	128,437,500	
三井物産	199,000	968	192,632,000	
住友商事	647,200	835	540,412,000	
三菱商事	165,800	1,275	211,395,000	
伊藤忠エネクス	504,200	639	322,183,800	
ローソン	155,400	4,540	705,516,000	
プレナス	108,200	1,460	157,972,000	
住友信託銀行	615,000	450	276,750,000	
富士火災海上保険	1,660,000	118	195,880,000	
平和不動産	773,500	219	169,396,500	
メイテック	97,100	1,440	139,824,000	
合 計	25,821,362		18,404,329,400	

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備 考
投資証券	日本ビルファンド投資法人	340	324,020,000	
	東急リアル・エステート投資法人	422	248,558,000	
	野村不動産オフィスファンド投資法人	396	232,848,000	
投 資 証 券 小 計		1,158	805,426,000	
有 価 証 券 合 計		1,158	805,426,000	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年2月27日現在）

「新光日本インカム株式ファンド（3ヵ月決算型）」

I 資産総額	18,177,697,921 円
II 負債総額	221,242,628 円
III 純資産総額（I－II）	17,956,455,293 円
IV 発行済口数	33,832,981,166 口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	5,307 円

（参考）

「新光日本インカム株式マザーファンド」

I 資産総額	17,880,561,396 円
II 負債総額	100,000,000 円
III 純資産総額（I－II）	17,780,561,396 円
IV 発行済口数	33,175,737,801 口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	5,360 円

第5 【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	40,620,641,297口	2,442,230,196口
第2期特定期間	第2期計算期間	38,485,327,884口	1,404,250,000口
	第3期計算期間	15,793,963,523口	3,644,644,334口
第3期特定期間	第4期計算期間	5,221,281,274口	7,783,035,000口
	第5期計算期間	2,607,607,311口	13,908,016,656口
第4期特定期間	第6期計算期間	7,939,761,394口	9,647,035,538口
	第7期計算期間	2,508,513,687口	7,437,113,629口
第5期特定期間	第8期計算期間	1,266,935,782口	8,161,182,999口
	第9期計算期間	893,321,998口	8,954,432,040口
第6期特定期間	第10期計算期間	871,617,790口	5,382,924,126口
	第11期計算期間	258,256,093口	5,216,288,549口
第7期特定期間	第12期計算期間	275,048,730口	5,105,292,899口
	第13期計算期間	507,635,041口	2,819,259,569口

（注）第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間の販売口数を含みます。

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b. 委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

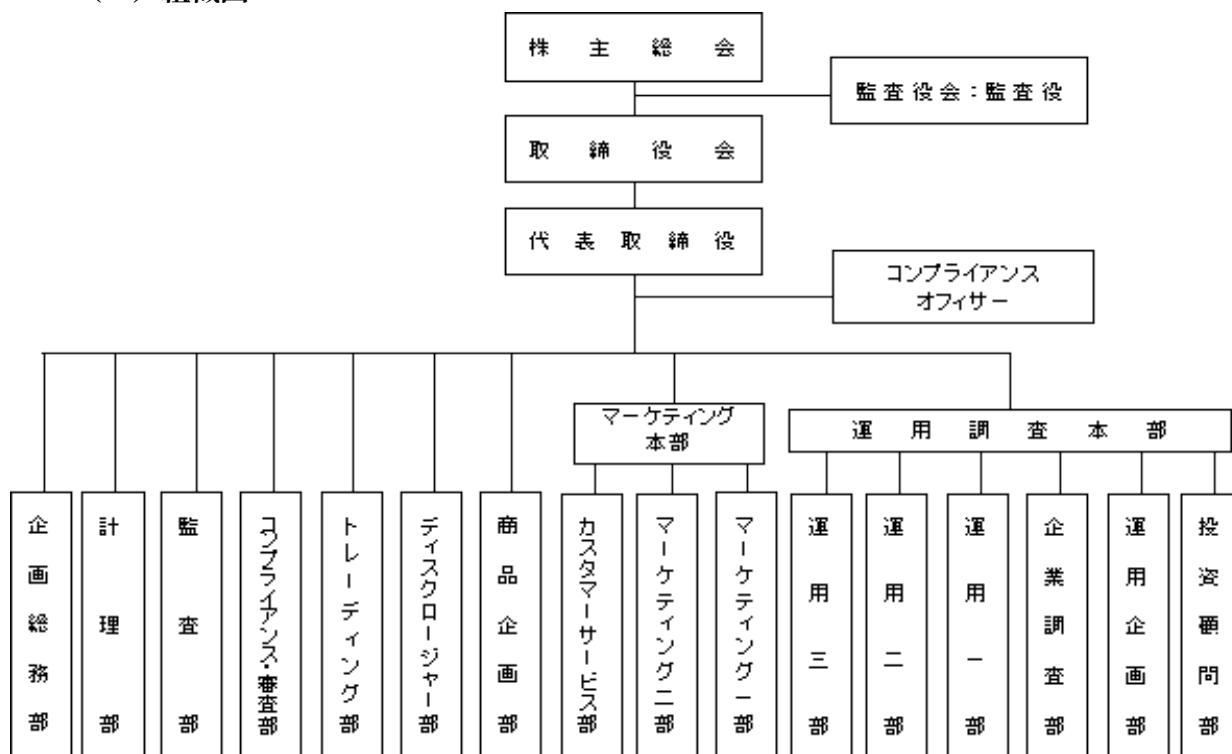
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

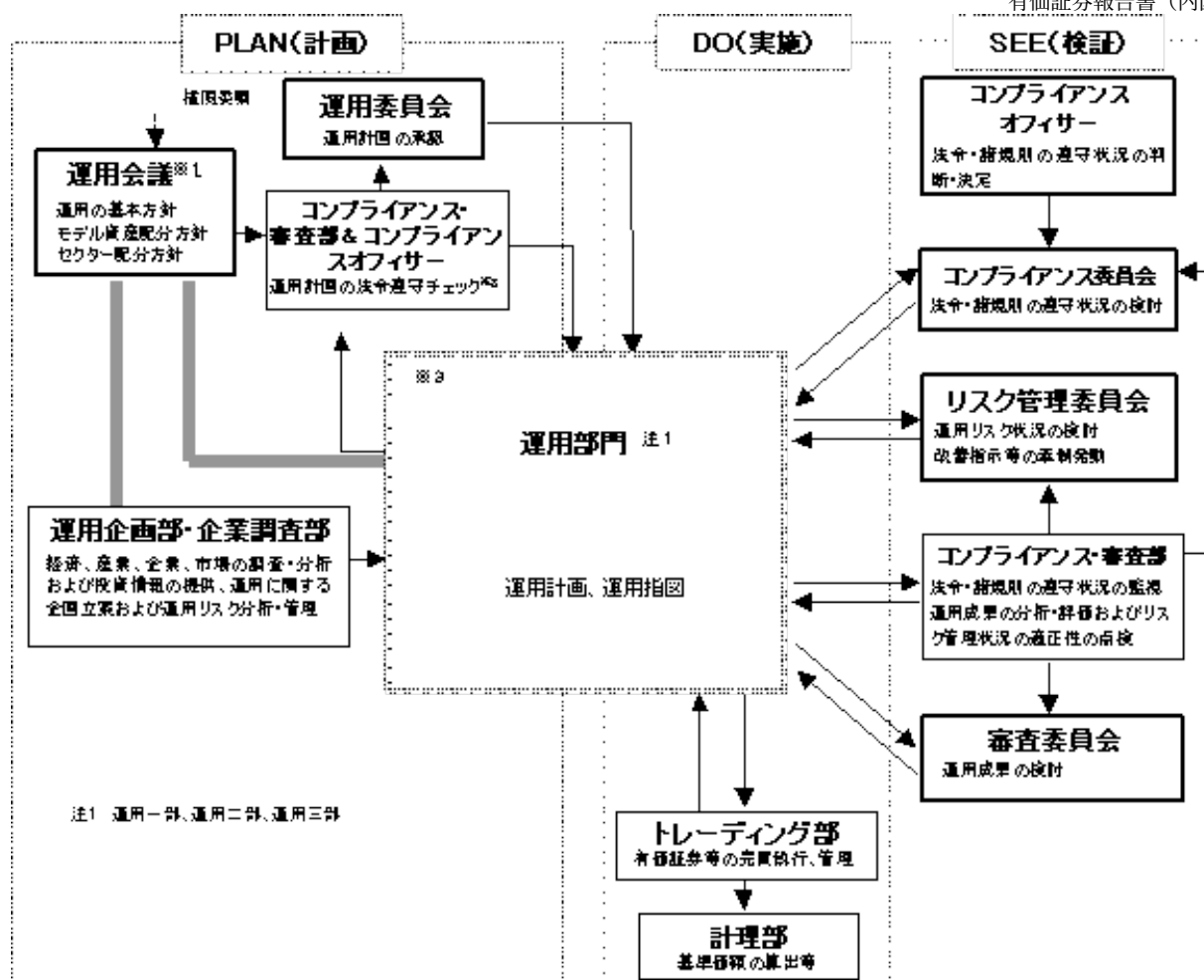
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・企業調査部、運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス・審査部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行ないます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

平成21年2月27日現在、委託者が運用を行なっている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成21年2月27日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	147	1,175,021
株式投資信託（合計）	118	773,262
単位型	2	7,543
追加型	116	765,718
公社債投資信託（合計）	29	401,759
単位型	2	1,111
追加型	27	400,648

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第47期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づき、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第47期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表及び第49期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人保森会計事務所による監査及び中間監査を受けております。

3. 当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1. 財務諸表等

（1）財務諸表

（1）【貸借対照表】

		第47期 (平成19年3月31日)		第48期 (平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)						
流動資産						
現金及び預金			3,745,600			4,433,825
有価証券			6,017,973			10,923,754
支払委託金	※1		1,346			—
収益分配金		1,346			—	
前払金			36,274			24,501
前払費用			15,718			14,672
未収入金			307			537
未収委託者報酬			2,355,135			1,939,794
未収収益			30,711			35,695
繰延税金資産			220,195			207,652
その他			3,697			5,559
流動資産計			12,426,961	46.6		17,585,993
固定資産						
有形固定資産			67,312	0.2		62,235
建物	※2	28,572			26,479	
器具・備品	※2	38,739			35,756	
無形固定資産			203,720	0.8		163,335
電話加入権		333			91	
ソフトウェア	※3	203,386			163,244	
投資その他の資産			13,997,288	52.4		8,201,355

投資有価証券	13,216,812		7,089,236	
関係会社株式	77,100		77,100	
長期貸付金	2,136		1,465	
長期前払費用	348		303	
長期未収入金	37,040		26,400	
長期差入保証金	122,504		123,399	
前払年金費用	16,287		355,950	
長期性預金	500,000		500,000	
その他	28,500		27,500	
貸倒引当金	△3,440		—	
固定資産計		14,268,321		8,426,926
資産合計		26,695,282	100.0	26,012,920
			53.4	32.4
			100.0	100.0

		第47期 (平成19年3月31日)		第48期 (平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
預り金		9,651		12,823	
未払金		1,560,462		1,341,353	
未払収益分配金		2,431		1,258	
未払償還金		184,816		127,719	
未払手数料	※1	1,245,602		1,039,572	
その他未払金		127,611		172,802	
未払費用	※1	109,573		110,089	
未払法人税等		714,805		691,961	
賞与引当金		224,500		245,300	
役員賞与引当金		27,500		32,000	
その他流動負債		24,068		23,997	
流動負債計		2,670,560	10.0	2,457,524	9.4
固定負債					
繰延税金負債		486,004		43,170	
退職給付引当金		—		185,524	
役員退職慰労引当金		47,516		57,166	
執行役員退職慰労引当金		46,083		76,500	
その他固定負債		24,068		—	
固定負債計		603,673	2.3	362,361	1.4
負債合計		3,274,234	12.3	2,819,886	10.8
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		4,524,300	17.0	4,524,300	17.4
資本剰余金		2,761,700	10.0	2,761,700	10.6
資本準備金		2,761,700		2,761,700	
利益剰余金		15,030,371	56.3	15,539,426	59.7
利益準備金		360,493		360,493	
その他利益剰余金		14,669,878		15,178,933	
特別償却準備金		1,414		—	
別途積立金		12,118,000		12,118,000	
繰越利益剰余金		2,550,463		3,060,933	
自己株式		△4,616	△0.0	△4,616	△0.0

株主資本合計		22,311,755	83.6	22,820,810	87.7
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		1,109,292		372,224	
評価・換算差額等合計		1,109,292	4.1	372,224	1.5
純資産合計		23,421,048	87.7	23,193,034	89.2
負債・純資産合計		26,695,282	100.0	26,012,920	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第47期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)		第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		10,939,446		14,374,812	
その他営業収益		12,809		10,965	
営業収益計		10,952,255	100.0	14,385,778	100.0
営業費用					
支払手数料	※1	6,093,495		8,411,774	
広告宣伝費		174,396		311,260	
公告費		7,042		2,777	
受益証券発行費		22,059		—	
調査費		584,009		674,282	
調査費	※1	202,029		227,374	
委託調査費	※1	374,742		439,682	
図書費		7,238		7,225	
委託計算費		263,384		271,821	
営業雑経費		208,768		231,636	
通信費		33,098		36,001	
印刷費		145,607		165,972	
協会費		7,733		8,068	
諸会費		2,895		3,042	
その他		19,433		18,551	
営業費用計		7,353,156	67.1	9,903,552	68.9
一般管理費					
給料		1,317,341		1,315,872	
役員報酬	※2	83,730		92,870	
給料・手当		925,374		1,011,601	
賞与		246,436		211,401	
退職金		61,800		—	
交際費		14,653		22,313	
寄付金		1,132		6,887	
旅費交通費		61,787		80,261	
租税公課		39,954		100,161	
不動産賃借料		164,178		172,666	
賞与引当金繰入		224,500		245,300	
役員賞与引当金繰入		27,500		32,000	
役員退職慰労引当金繰入		26,258		30,200	
退職給付費用		74,639		89,752	
減価償却費		37,014		62,851	
諸経費		371,400		405,231	
一般管理費計		2,360,360	21.6	2,563,498	17.8
営業利益		1,238,738	11.3	1,918,726	13.3

		第47期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)			第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
営業外収益							
受取配当金			129,126			152,404	
有価証券利息			36,812			89,726	
受取利息			26,384			28,590	
時効成立分配金・償還金			106,556			50,555	
雑益			11,437			6,789	
営業外収益計			310,316	2.8		328,066	2.3
営業外費用							
時効成立後支払分配金・償還金			3,330			20,051	
情報端末解約金			3,163			—	
雑損			737			482	
営業外費用計			7,231	0.1		20,533	0.1
経常利益			1,541,823	14.1		2,226,258	15.5
特別利益	※3						
固定資産売却益			17,555			—	
投資有価証券売却益			544,757			527,548	
貸倒引当金戻入益			27,360			208	
特別利益計			589,672	5.4		527,756	3.6
特別損失	※4						
ゴルフ会員権売却損			22,190			—	
固定資産除却損			2,885			673	
投資有価証券売却損			2,509			1,639	
電話加入権評価損			—			242	
役員退職慰労引当金繰入			21,258			—	
システム移行損失			199,990			—	
特別損失計			248,834	2.3		2,555	0.0
税引前当期純利益			1,882,661	17.2		2,751,460	19.1
法人税、住民税及び事業税	※5	790,694			1,073,360		
法人税等調整額		△157,465	633,229	5.8	75,379	1,148,740	8.0
当期純利益			1,249,431	11.4		1,602,720	11.1

(3) 【株主資本等変動計算書】

第47期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金		
				特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成18年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	4,244	12,118,000	2,038,812
事業年度中の変動額						

剰余金の配当（注）						△729,110
役員賞与の支給（注）						△11,500
当期純利益						1,249,431
自己株式の取得						
自己株式の処分						
特別償却準備金の取崩（注）				△1,414		1,414
特別償却準備金の取崩				△1,414		1,414
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計（千円）				△2,829		511,650
平成19年3月31日残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	1,414	12,118,000	2,550,463

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日 残高（千円）	△4,616	21,802,933	1,582,341	23,385,275
事業年度中の変動額				
剰余金の配当（注）		△729,110		△729,110
役員賞与の支給（注）		△11,500		△11,500
当期純利益		1,249,431		1,249,431
自己株式の取得				
自己株式の処分				
特別償却準備金の取崩（注）		—		—
特別償却準備金の取崩		—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△473,049	△473,049
事業年度中の変動額合計（千円）		508,821	△473,049	35,772
平成19年3月31日 残高（千円）	△4,616	22,311,755	1,109,292	23,421,048

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金		
				特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成19年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	1,414	12,118,000	2,550,463
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,093,665
当期純利益						1,602,720
特別償却準備金の取崩				△1,414		1,414
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						

	—	平成19年度法人税法の改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
--	---	--

重要な会計方針

項目	第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	—	(追加情報) 平成19年度法人税法改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
3. 引当金の計上基準	(2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 (1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 (3)役員賞与引当金	(2)無形固定資産 同左 (1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)役員賞与引当金

	役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 （会計方針の変更） 当期より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）を適用しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ27,500千円減少しております。	役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。
--	---	--

重要な会計方針

項目	第47期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
3. 引当金の計上基準	(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 （会計方針の変更）	(4)退職給付引当金 同左 (5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

	役員退職慰労金につきましては、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当期より役員退職慰労金規程に基づく当期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。 この変更は、当期に役員退職慰労金規程が整備されたことを機に、役員の退職時の費用を在任期間中に適正に配分し、期間損益の適正化及び財政状態の健全化を図るためのものであります。 この変更により、当期の発生額26,258千円は営業費用及び一般管理費に計上し、過年度相当額21,258千円は特別損失として計上しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は26,258千円減少し、税引前当期純利益は47,516千円減少しております。	
--	--	--

重要な会計方針

項目	第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
3. 引当金の計上基準	(6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 (表示方法の変更) 従来、退職給付引当金に含めて表示しておりました執行役員退職慰労引当金は、当期より区分掲記することとしました。なお、前期の退職給付引当金に含まれている執行役員退職慰労引当金は22,750千円であります。	(6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。	消費税等の会計処理方法 同左

会計処理方法の変更

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
 これによる損益に与える影響はありません。
 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は23,421,048千円であります。
 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

—

注記事項

（貸借対照表関係）

第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)
※ 1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払委託金 1,251千円 未払手数料 1,068,635千円 未払費用 7,400千円	※ 1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料 876,116千円 未払費用 4,915千円
※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 64,325千円 器具備品 322,835千円	※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 69,159千円 器具備品 326,412千円
※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 33,061千円	※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 81,323千円

（損益計算書関係）

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,906,202千円 調査費 2,400千円 委託調査費 61,007千円	※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 7,030,935千円
※ 2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内	※ 2. 役員報酬の範囲額 同左
※ 3. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 建物 12,118千円 土地 5,437千円	※ 3. —
※ 4. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 27千円 器具・備品 2,858千円	※ 4. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 673千円
※ 5. 法人税、住民税及び事業税790,694千円のうち法人税は539,732千円、住民税は115,638千円、事業税135,323千円であります。	※ 5. 法人税、住民税及び事業税1,073,360千円のうち法人税は733,532千円、住民税は155,739千円、事業税184,088千円あります。

（株主資本等変動計算書関係）

第47期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	—	—	474

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	729,110	400	平成18年3月31日	平成18年6月26日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	1,093,665	600	平成19年3月31日	平成19年6月25日

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	—	—	474

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,093,665	600	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(リース取引関係)

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累 計 額 相 当 額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累 計 額 相 当 額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)

器具備品	122,061	30,641	91,420
合計	122,061	30,641	91,420

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内 23,917千円

1年超 68,787千円

合計 92,705千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 22,499千円

減価償却費相当額 21,647千円

支払利息相当額 1,826千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

器具備品	152,354	56,731	95,623
合計	152,354	56,731	95,623

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内 30,070千円

1年超 67,456千円

合計 97,527千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 27,621千円

減価償却費相当額 26,089千円

支払利息相当額 2,150千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

同左

(5) 利息相当額の算定方法

同左

(減損損失について)

同左

(有価証券関係)

第47期（平成19年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	1,693,991	1,694,790	798
	(2)社債	2,510,926	2,512,420	1,493
	(3)その他	—	—	—
	小計	4,204,917	4,207,210	2,292
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	500,276	497,950	△2,326
	(2)社債	7,794,370	7,777,370	△17,000
	(3)その他	—	—	—
	小計	8,294,646	8,275,320	△19,326
合計		12,499,564	12,482,530	△17,034

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	675,760	874,572	198,811
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	3,253,422	4,705,701	1,452,278
	小計	3,929,183	5,580,273	1,651,089
	(1)株式	—	—	—

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	301,398	293,485	△7,912
	小計	301,398	293,485	△7,912
合計		4,230,582	5,873,759	1,643,177

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,657,574	544,757	2,509

4. 時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
1. 満期保有目的の債券	—
2. その他有価証券	
(1)非上場株式（店頭売買株式を除く）	345,418
(2)MMF	516,043
3. 関連会社株式	77,100

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1)国債・地方債等	1,693,991	500,276	—	—
(2)社債	3,807,938	6,497,358	—	—
(3)その他	—	—	—	—
2. その他 投資信託	1,395	—	—	—
合計	5,503,325	6,997,634	—	—

第48期（平成20年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	6,402,910	6,407,200	4,289
	(3)その他	—	—	—
	小計	6,402,910	6,407,200	4,289
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	500,118	499,800	△318
	(2)社債	4,500,562	4,497,210	△3,352
	(3)その他	—	—	—
	小計	5,000,681	4,997,010	△3,671
合計		11,403,591	11,404,210	618

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
	(1)株式	45,457	60,858	15,400

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	2,032,733	2,544,471	511,738
	小計	2,078,190	2,605,329	527,139
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	3,271,046	3,144,344	△126,701
	小計	3,271,046	3,144,344	△126,701
合計		5,349,237	5,749,674	400,437

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
2,163,885	527,548	1,639

4. 時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
1. 満期保有目的の債券	—
2. その他有価証券	
(1)非上場株式	341,418
(2)MMF	518,306
3. 関係会社株式	77,100

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1)国債・地方債等	500,118	—	—	—
(2)社債	9,905,329	998,143	—	—
(3)その他	—	—	—	—
2. その他 投資信託	—	—	—	—
合計	10,405,448	998,143	—	—

（デリバティブ取引関係）

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)
	千円	千円
(1)退職給付債務	△761,610	△858,532
(2)年金資産	829,932	809,433
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)	68,321	△49,099
(4)未認識数理計算上の差異	121,883	368,695
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）	△173,918	△149,170
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)	16,287	170,425
(7)前払年金費用	16,287	355,950
(8)退職給付引当金(6)－(7)	－	185,524

3. 退職給付費用に関する事項

	第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	千円	千円
(1)勤務費用	72,250	80,719
(2)利息費用	13,897	15,232
(3)期待運用収益（減算）	13,848	16,598
(4)数理計算上の差異の費用処理額	16,828	23,562
(5)過去勤務債務の費用処理額	△24,747	△24,747
(6)退職給付費用(1)+(2)－(3)+(4)+(5)	64,381	78,167
(7)その他	10,257	11,585
計(6)+(7)	74,639	89,752

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（第47期 23,333千円、第48期 30,416千円）については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

	第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.0%	2.0%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)
----------------------	----------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) 繰延税金資産 貸倒引当金繰入限度超過額 1,399 賞与引当金損金算入限度超過額 102,538 減価償却費限度超過額 8,069 退職給付引当金損金算入限度超過額 18,751 受益証券発行費否認 31,343 投資有価証券評価損否認 134,724 非上場株式評価損否認 55,053 その他投資評価損否認 6,109 未払事業税否認 58,467 確定拠出年金移換資産否認 19,587 その他 43,179 繰延税金資産小計 479,224 評価性引当額 △72,763 繰延税金資産計 406,461 繰延税金負債 特別償却準備金 △970 有価証券評価差額 △668,608 その他 △2,691 繰延税金負債計 △672,271 繰延税金資産（負債）の純額 △265,809 (注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) 流動資産－繰延税金資産 220,195 固定負債－繰延税金負債 486,004 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金算入されない項目 1.51〃 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △1.36〃 住民税均等割等 0.21〃 評価性引当額の影響 △7.70〃 その他 0.30〃 税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.63%	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) 繰延税金資産 賞与引当金損金算入限度超過額 112,833 減価償却費限度超過額 12,223 退職給付引当金損金算入限度超過額 106,617 受益証券発行費否認 9,361 投資有価証券評価損否認 134,724 非上場株式評価損否認 55,053 その他投資評価損否認 6,109 未払事業税否認 57,176 確定拠出年金移換資産否認 9,764 その他 44,181 繰延税金資産小計 548,046 評価性引当額 △75,567 繰延税金資産計 472,479 繰延税金負債 前払年金資産認容額 △144,836 有価証券評価差額 △162,938 その他 △224 繰延税金負債計 △307,998 繰延税金資産（負債）の純額 164,481 (注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) 流動資産－繰延税金資産 207,652 固定負債－繰延税金負債 43,170 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
--	--

(関連当事者との取引)

第47期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事実上の関係				
親会社	新光証券株式会社	東京都中央区	125,167,284	証券業	(被所有) 直接76.54 間接 7.04	1名	当社設定の投資信託受益証券の募集・販売	債券等の現先取引 (注1)	13,928,570		

							当社設定の 投資信託受 益証券の募 集・販売に 係る代行手 数料の支払 い (注2) 証券投資信 託受益証券 に係る収益 分配金及び 償還金の信 託約款に基 づく支払委 託	4,906,202	未払手数 料	1,068,635
								30,098,816	支払委託 金	1,251

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等 の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事実上 の関係				
親会社 の子会 社	新光ビル ディング 株式会社	東京都 中央区	2,890,000	不動産 賃貸業	直接 10.00	なし	事務所の 賃借	事務所の 賃借 (注) 1	130,976	長期差 入保証 金	87,303
親会社 の子会 社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	なし	計算業務 の委託	計算委託 料支払 (注) 2	149,941	その他 未払金	4,076
								ハウジン グサービ ス料支払 (注) 2	11,665	その他 未払金	1,199
								システム 移行費用	82,885		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等 の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事実上 の関係				
親会社	新光証券 株式会社	東京都 中央区	125,167,284	証券業	(被所有) 直接76.54 間接 7.04	1名	当社設定の 投資信託受 益証券の募 集・販売	債券等の現 先取引 (注1)	1,498,333	短期 貸付金	—

								当社設定の 投資信託受 益証券の募 集・販売に 係る代行手 数料の支払 い (注2)	7,030,935	未払手 数料	876,116
--	--	--	--	--	--	--	--	---	-----------	-----------	---------

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事実上 の関係				
親会社 の子会 社	新光ビル ディング 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	なし	事務所の 賃借	事務所の 賃借 (注) 1	130,976	長期差 入保証 金	87,303
親会社 の子会 社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	なし	計算業務 の委託	計算委託 料支払 (注) 2	46,584	その他 未払金	4,076
								ハウジン グサービ ス料支払 (注) 2	13,704	その他 未払金	1,199

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

1株当たり純資産額 12,849円10銭 1株当たり当期純利益 685円45銭	1株当たり純資産額 12,724円01銭 1株当たり当期純利益 879円27銭
(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 純資産の部の合計額 23,421,048千円 普通株式に係る純資産額23,421,048千円 普通株式の発行済株式数 1,823千株 普通株式の自己株式数 0千株 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益1,249,431千円 普通株式に係る当期純利益1,249,431千円 普通株主に帰属しない金額 一千円 普通株式の期中平均株式数 1,822千株	(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 純資産の部の合計額 23,193,034千円 普通株式に係る純資産額23,193,034千円 普通株式の発行済株式数 1,823千株 普通株式の自己株式数 0千株 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益1,602,720千円 普通株式に係る当期純利益1,602,720千円 普通株主に帰属しない金額 一千円 普通株式の期中平均株式数 1,822千株

(重要な後発事象)

第47期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はありません	同左

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第49期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額（千円）	構成比 (%)
(資産の部)			
I 流動資産			
現金及び預金		6,242,750	
有価証券		6,325,759	
未収委託者報酬		1,590,396	
繰延税金資産		105,871	
その他	※2	1,180,865	
流動資産合計		15,445,644	65.4
II 固定資産			
有形固定資産	※1		
建物		42,296	
器具・備品		46,905	
リース資産		86,404	
有形固定資産計		175,606	0.8
無形固定資産			
ソフトウェア		143,160	
その他		91	
無形固定資産計		143,251	0.6
投資その他の資産			
投資有価証券		7,253,988	
長期繰延税金資産		1,649	
前払年金費用		420,753	
その他		164,258	
投資その他の資産計		7,840,650	33.2
固定資産合計		8,159,508	34.6
資産合計		23,605,153	100.0

		第49期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額（千円）	構成比 (%)
(負債の部)			
I 流動負債			
未払金			
未払収益分配金		1,511	
未払償還金		99,012	
未払手数料		858,855	
その他未払金		76,270	
未払金計		1,035,650	
未払法人税等		150,960	

	未払消費税等	9,207	
	賞与引当金	150,000	
	リース債務	31,278	
	その他	122,743	
	流動負債合計	1,499,840	6.4
II	固定負債		
	退職給付引当金	180,690	
	役員退職慰労引当金	41,458	
	執行役員退職慰労引当金	84,416	
	長期リース債務	55,790	
	固定負債合計	362,356	1.5
	負債合計	1,862,197	7.9
	(純資産の部)		
I	株主資本		
	資本金	4,524,300	19.2
	資本剰余金		
	資本準備金	2,761,700	
	資本剰余金合計	2,761,700	11.7
	利益剰余金		
	利益準備金	360,493	
	その他利益剰余金		
	別途積立金	12,118,000	
	繰越利益剰余金	2,053,208	
	その他利益剰余金計	14,171,208	
	利益剰余金合計	14,531,701	61.5
	自己株式	△4,616	△0.0
	株主資本合計	21,813,085	92.4
II	評価・換算差額等		
	その他有価証券評価差額金	△70,129	△0.3
	評価・換算差額等合計	△70,129	△0.3
	純資産合計	21,742,955	92.1
	負債純資産合計	23,605,153	100.0

(2) 中間損益計算書

		第49期中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)
I 営業収益			
委託者報酬		6,097,283	
その他営業収益		4,789	
営業収益合計		6,102,073	100.0
II 営業費用及び一般管理費	※1,2	5,551,476	91.0
営業利益		550,597	9.0
III 営業外収益			
受取配当金		15,266	
有価証券利息		36,117	
受取利息		20,418	
時効成立分配金・償還金		22,444	
その他		3,496	
営業外収益合計		97,743	1.6

IV 営業外費用			
支払利息		1,320	
時効成立後支払分配金・償還金		4,697	
その他		962	
営業外費用合計		6,980	0.1
経常利益		641,361	10.5
V 特別利益			
投資有価証券売却益		184,750	
特別利益合計		184,750	3.0
VI 特別損失			
投資有価証券売却損		3,180	
固定資産除却損		599	
特別損失合計		3,779	0.0
税引前中間純利益		822,332	13.5
法人税、住民税及び事業税		147,411	2.4
法人税等調整額		133,285	2.2
中間純利益		541,634	8.9

(3) 中間株主資本等変動計算書

第49期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

（単位 千円）

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		
			利益 準備金	その他利益剰余金	
		資本 準備金		別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成20年3月31日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	3,060,933
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△1,549,359
中間純利益					541,634
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）					
中間会計期間中の変動額合計					△1,007,725
平成20年9月30日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	2,053,208

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成20年3月31日残高	△4,616	22,820,810	372,224	23,193,034
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当		△1,549,359		△1,549,359
中間純利益		541,634		541,634
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）			△442,353	△442,353
中間会計期間中の変動額合計		△1,007,725	△442,353	△1,450,078

平成20年9月30日残高	△4,616	21,813,085	△70,129	21,742,955
--------------	--------	------------	---------	------------

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	第49期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） 関係会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

項 目	第49期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
-----	---

3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (5)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
--------------------	---

項 目	第49期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第49期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
--

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

当中間会計期間から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(リース取引に関する会計基準)

当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前年度末における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。(リース取引に関する会計基準の適用指針第78項)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項 目	第49期中間会計期間末 (平成20年9月30日)
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額	413,701千円
※ 2. 担保受入金融資産	このうち現先取引による短期貸付金は 998,893千円であり、当該現先取引にかかる 担保受入有価証券の時価は998,950千円であ ります。

(中間損益計算書関係)

項 目	第49期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
※ 1. 役員報酬の範囲	取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内
※ 2. 減価償却実施額	有形固定資産 24,300千円 無形固定資産 24,814千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	474	—	—	474

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

第49期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	
① リース資産の内容	
有形固定資産	
主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。	
② リース資産の減価償却方法	
中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2. 固定資産の減価償却方法	
(3) リース資産」に記載のとおりであります。	

(有価証券関係)

第49期中間会計期間末（平成20年9月30日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 国債・地方債等	500,039	499,900	△139
(2) 社債	6,205,193	6,201,330	△3,863
(3) その他	—	—	—
合計	6,705,233	6,701,230	△4,003

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	45,457	69,457	24,000
(2) 債券	—	—	—
① 国債・地方債等	—	—	—

②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	6,009,331	5,867,088	△142,242
合計	6,054,788	5,936,545	△118,242

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額（千円）
(1)関連会社株式	77,100
(2)その他有価証券	
①非上場株式（店頭売買株式を除く）	341,418
②MMF	519,450

（デリバティブ取引関係）

第49期中間会計期間末（平成20年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第49期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	
1株当たり純資産額	11,928円48銭
1株当たり中間純利益	297円14銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

（注）算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項 目	第49期中間会計期間末 （平成20年9月30日）
純資産の部の合計額（千円）	21,742,955
普通株式に係る純資産額（千円）	21,742,955
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822

2. 1株当たり中間純利益

項 目	第49期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
中間純利益（千円）	541,634
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式にかかる中間純利益（千円）	541,634
期中平均株式数（千株）	1,822

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 株式会社りそな銀行（「受託者」）

a. 資本金の額

平成21年4月1日現在、279,928百万円

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成21年2月末日現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
藍澤證券株式会社	8,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
飯田証券株式会社	160	同上

永和証券株式会社	500	同上
岡安証券株式会社	500	同上
金十証券株式会社	1,045	同上
金山証券株式会社	504	同上
北田証券株式会社	100	同上
新大垣証券株式会社	175	同上
新光証券株式会社	125,167	同上
新和証券株式会社	780	同上
上光証券株式会社	500	同上
大熊本証券株式会社	343	同上
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
東武証券株式会社	420	同上
成瀬証券株式会社	720	同上
ブライト証券株式会社	1,050	同上
三津井証券株式会社	558	同上
三豊証券株式会社	300	同上
武蔵証券株式会社	201	同上
ユニマット証券株式会社	450	同上
六和証券株式会社	204	同上
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	同上
三木証券株式会社	500	同上
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	同上
アーク証券株式会社	2,619	同上
楽天証券株式会社	7,445	同上
ばんせい山丸証券株式会社	1,558	同上
株式会社筑邦銀行（注）	8,000	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

（注）株式会社筑邦銀行におきましては、募集・販売は行なっておりません。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行ないます。

- （1）委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- （2）投資信託財産の計算
- （3）その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行ないます。

- （1）募集・販売の取扱い
- （2）受益者に対する一部解約事務
- （3）受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- （4）受益者に対する収益分配金の再投資
- （5）受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- （6）受益者に対する運用報告書の交付
- （7）所得税および地方税の源泉徴収
- （8）その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

- （1）新光証券株式会社は、委託者の株式の76.4%を所有しています。
- （2）委託者は、新大垣証券株式会社の株式の1.4%を所有しています。
- （3）委託者は、三津井証券株式会社の株式の5.7%を所有しています。
- （4）委託者は、三豊証券株式会社の株式の4.5%を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

＜再信託受託会社の概要＞

- 名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

当特定期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成20年10月28日
有価証券報告書	平成20年10月28日
臨時報告書	平成20年8月6日
	平成20年11月7日

独立監査人の監査報告書

平成19年6月22日

新 光 投 信 株 式 会 社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代 表 社 員 公 認 会 計 士 横 川 三 喜 雄
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 窪 田 健 一
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針 3 引当金の計上基準 (5) 役員退職慰労引当金の（会計方針の変更）に記載のとおり、会社は役員退職慰労金について、従来支出時の費用として処理していたが、当事業年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

新光投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 公認会計士 窪田 健一
業務執行社員

代表社員 公認会計士 三枝 哲
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月30日

新光投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員	公認会計士	窪田 健一
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	三枝 哲
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第49期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

（※） 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月24日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光日本インカム株式ファンド（3ヵ月決算型）の平成20年7月29日から平成21年1月28日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光日本インカム株式ファンド（3ヵ月決算型）の平成21年1月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年8月26日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中 俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光日本インカム株式ファンド（3ヵ月決算型）の平成20年1月29日から平成20年7月28日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光日本インカム株式ファンド（3ヵ月決算型）の平成20年7月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前特定期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)